

# 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 オンライン請求未実施でも算定可(要届出)

初診時にマイナンバーカードを保険証（マイナ保険証）として用いて、オンライン資格確認等により情報の提供を受けた場合に算定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定は、マイナ保険証の持参・患者情報の取得の有無等によって、算定点数が決まることから複雑な仕組みです。システムを導入すれば自動的に算定できるわけではなく、施設基準を満たす必要があります。

下記に算定例を示します。

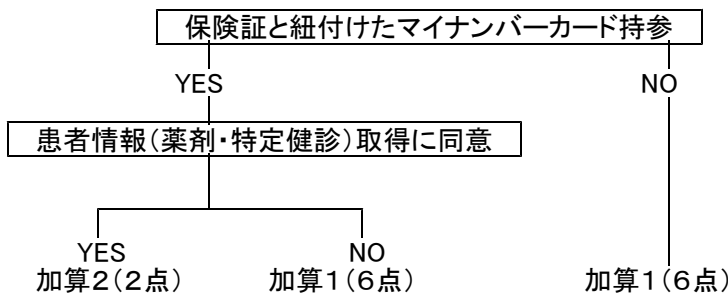
- 算定前に満たさなければならない施設基準（※）
- ① オンラインによる診療報酬請求を行っている。
  - ② オンライン資格確認を行う体制を有している。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて運用開始日の登録を行っている。
  - ③ 次に掲げる事項について、当該医療機関の見やすい場所に掲示している。  
 (院内掲示見本は協会HPに掲載)  
 a) オンライン資格確認を行う体制を有していること。  
 b) 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っていること。  
 ※九州厚生局への届出の必要はなく、施設基準を満たし、ポータルサイト登録日から算定が可能。

## I. 施設基準を満たしている医療機関の基本的な算定フロー(23年4月以降)

注) 下記の加算の算定は施設基準を満たしていることが前提。詳細は次頁の加算算定事例対象も参照

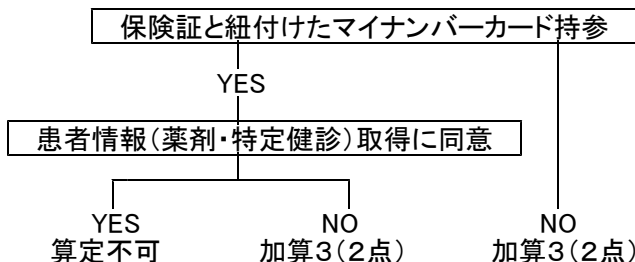
【図1】

### 初診



【図2】

### 再診



## ここがポイント！施設基準を満たしていなくても特例措置適用で算定可

オンライン資格確認の体制を有していても、オンライン請求未実施医療機関は本加算を算定できません。但し、2023年中にオンライン請求に移行する場合、その旨を届け出ることにより、施設基準（※）のうち、「オンライン請求を行っていること」についての基準を満たしているものとみなして4月から12月までの間は加算を算定できることとなりました。

なお、届出書は「別添7の様式2の5」を用います（協会HPに掲載）。

届出期限は4月から算定を開始する場合は4月10日まで、5月以降に算定開始する場合は算定開始月の最初の開庁日までに到着するように提出が必要です。届出受理後は算定の可否は図1・表2と同じです。

(次頁へつづく)

## Ⅱ. 加算算定対象と算定点数

【表1】

	加算算定対象	特例措置 (23年12月末まで)
初診	マイナンバーカードを利用しない	加算1：6点
	〃 利用する	加算2：2点
再診	マイナンバーカードを利用しない	加算3：2点
	〃 利用する	—

【表2】

算定対象等	初診	再診
保険証と紐付けたマイナンバーカードで資格確認し、患者が診療情報の取得に同意した場合	加算2	算定不可
システムに診療情報がない場合	加算2	算定不可
他医療機関から診療情報提供書を持参した	加算2	算定不可
マイナンバーカードによる資格確認時、患者が診療情報の取得に同意しなかった場合	加算1	加算3
マイナンバーカードが破損等により利用できない場合やマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書が失効している場合	加算1	加算3
保険証等、マイナンバーカード以外で資格確認した場合	加算1	加算3
情報通信機器や電話等を用いた診療、2科目初・再診料の算定時、往診及び訪問診療時	算定不可	算定不可
同一月に医療情報・システム基盤整備充実加算1又は2を算定している場合及び電話再診時	算定不可	算定不可
訪問診療時	算定不可	

## Ⅲ. 加算算定時に求められる必要な情報

【表3】

資格確認の方法		情報の確認
初診	マイナ保険証	標準的な項目を含む問診票を使用 様式5は協会HPに掲載
	保険証	
再診	保険証	当該保険医療機関を受診した患者に対し、問診など受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行う。

オンライン資格確認・  
経過措置に係る猶予届出  
医療情報・システム基盤  
整備体制充実加算の算定

[関係資料はこちら](#)

院内掲示例・問診票等は  
協会ホームページのトップから

## 4月から「被爆体験者医療」制度が変更

7つのがんが追加されたほか、下記の疾患についても対象疾患が追加されました。今後は新制度に伴い、受給者証も新しくなりますが旧証も使用可能です。有効期限を必ずご確認ください。

なお、更新申請は廃止されましたが、精神科への1年に1回以上の受診は引き続き必要です。

変更前	2023年4月から
受給者証に認定された精神疾患及び対象合併症のみ対象	以下を除く疾患全てが対象 (対象外患者) ①がん(胃がん・肝がん・膵がん・大腸がん・胆のうがん・乳がん・子宮体がんを除く) ②感染症(結核、インフルエンザなど) ③外傷(切り傷・擦り傷・転倒による骨折など) ④遺伝性疾患 ⑤先天性疾患 ⑥被爆体験以前にかかった精神疾患 ⑦むし歯のうち、軽いむし歯(C1・C2・C3)